



2024事務年度 金融行政方針



国内外の経済社会の構造上の変化や金融経済情勢等の不確実性の高まりを展望しつつ、金融行政の施策・手法を不断に見直し、改革を迅速に進めていく

I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

持続的な経済成長に向け、インベストメント・チェーン全体の活性化に取り組むとともに、気候変動問題やデジタル技術がもたらす変革への対応を進める。

- 資産運用立国の実現に向け、以下の取組等を進める。
 - ・ 長期・積立・分散投資の重要性等を踏まえ、金融経済教育推進機構等と連携した新NISAの適切な活用促進・金融経済教育の充実
 - ・ コーポレートガバナンス改革の推進
 - ・ 市場の信頼性確保の一層の推進
 - ・ 資産運用会社の機能強化、参入促進に係る取組の着実な実施
 - ・ アセットオーナーを支える金融機関の資産運用ビジネスのモニタリング
 - ・ スタートアップへの成長資金の供給の促進
 - ・ 「Japan Weeks」の開催を含めた国内外へ積極的な情報発信
- サステナブルファイナンスを推進するため、企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性確保、金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進、インパクト投資の実践・拡大等を図る。
- デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するため、送金・決済・与信サービス等の規制のあり方について検討を行うほか、金融機関における健全かつ効果的なAIの利活用のためのディスカッション・ペーパーの策定、フィンテック企業等の参入促進に取り組む。

II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

深度ある検査・監督等を通じて、金融機関の適切な業務運営及び健全性を確保し、個人の生活と事業者の成長を支える質の高い金融機能の発揮を図る。

- 金融経済情勢等の動向を注視し、金融機関のガバナンスやリスク管理態勢等に関するモニタリングを行うほか、金融機関による業態や国境を越えたビジネス展開の広がりに対応するため、グループ経営に対する監督態勢を強化する。
- 事業者の持続的な成長を支援するため、金融機関によるM&A支援の促進、企業価値担保権の活用に向けた環境整備等を進める。
- 金融機関による顧客ニーズに的確に応える質の高い金融機能の提供とビジネスモデルの持続可能性の確保に向けて対話を行う。
- 金融商品の組成・販売・管理等について、金融機関へ法令遵守態勢の徹底を求めるとともに、顧客本位の業務運営の確保に向けた態勢整備を促す。
- 保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて、大規模な保険代理店への監督の実効性向上等の対応を進めるとともに、保険代理店や保険仲立人に関する規制のあり方などを見直す。
- 金融犯罪やマネロン、経済安全保障への対応、サイバーセキュリティやITガバナンスの強化など、台頭するリスクへの適切な対応を促す。また、国際的な動向やトランジションファイナンスの重要性等を踏まえつつ、金融機関の気候関連金融リスク管理の対応状況について確認する。

III. 金融行政を絶えず進化・深化させる

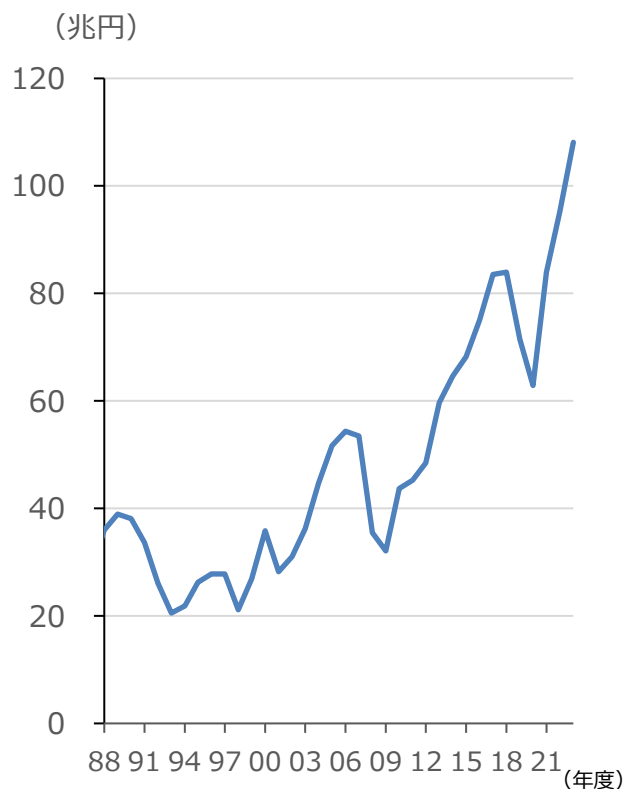
データ活用の高度化や国内外に対する政策発信力の強化、若手職員をはじめとする職員的能力・資質の向上等を通じて、金融行政を絶えず進化・深化させる。

- 金融行政の高度化のため、データ活用の高度化や財務局とのさらなる連携・協働の推進、国内外に対する政策発信力の強化に取り組む。
- 金融庁の組織力向上のため、若手職員育成を含む職員的能力・資質の向上や主体性・自主性を重視し誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。

～足元の経済環境～

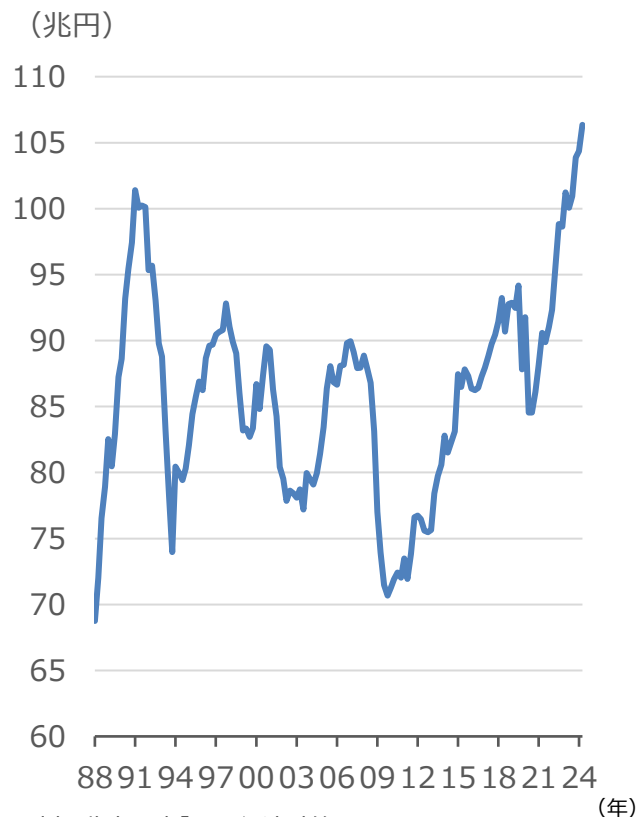
- 我が国経済は、おおむね緩やかな回復が続いており、企業収益は改善し、設備投資に持ち直しの動きがみられるほか、賃上げ率も増加するなど、投資・雇用環境も改善している。
- これらの前向きな動きを後押しし、力強く持続的な経済成長を確かなものにするためには、長期的な視点に立ち、経済全体の生産性及び企業価値を向上させることが重要である。

企業経常利益



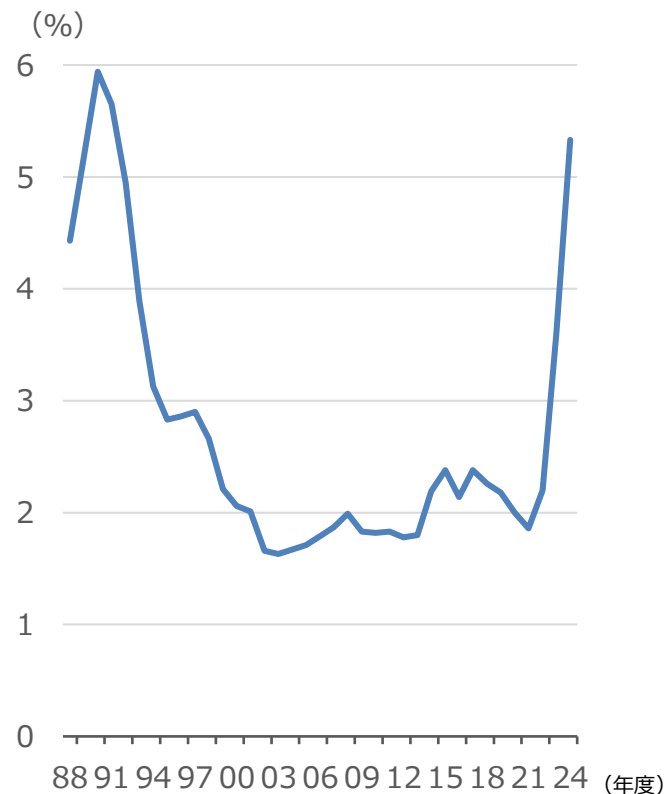
(出所)財務省「法人企業統計調査」
(2023年度は四半期ベースを合算)

民間設備投資(名目・年率・季節調整済)



(出所)内閣府「国民経済計算」、Bloomberg

賃上げ率(春闘)



(出所)厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」

I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

- 持続的な経済成長に向けては、金融・資本市場のメカニズムを活用し、経済全体の生産性及び企業価値の向上を後押しすることが重要である。
- こうした観点から、コーポレートガバナンス改革、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応やサステナブルファイナンスの推進等に取り組む。
- その結果もたらされる企業価値の向上の恩恵が国民に還元され、さらなる投資や消費につながるという好循環が実現するよう、「**資産運用立国実現プラン**」（2023年12月公表）に掲げられた施策等を着実に進める。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

販売会社（銀行・証券）、アドバイザー
による顧客本位の業務運営の確保

① 資産所得倍増プラン （2022年11月）

家計の安定的な資産形成
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

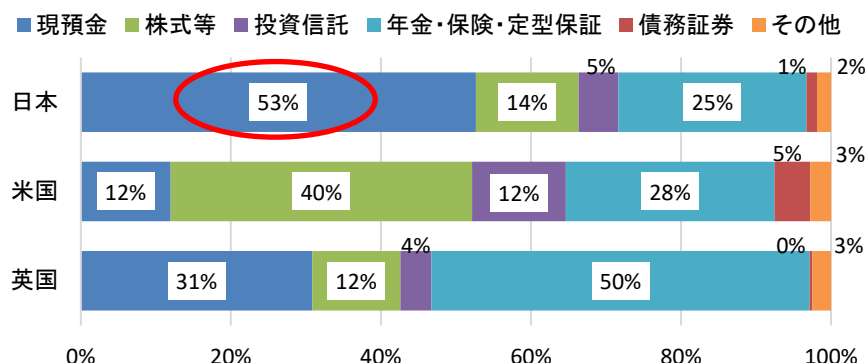
資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた アクション・プログラム（2023年4月）

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

- 我が国の家計金融資産に占める現預金の割合は大きく、さらなる資産運用の伸長の余地がある。
- **長期・積立・分散投資の重要性**を浸透させ、**NISAの適切な活用促進**や**金融経済教育の充実**を通じて、個々人のライフプランやライフステージに応じた資産形成を促す。

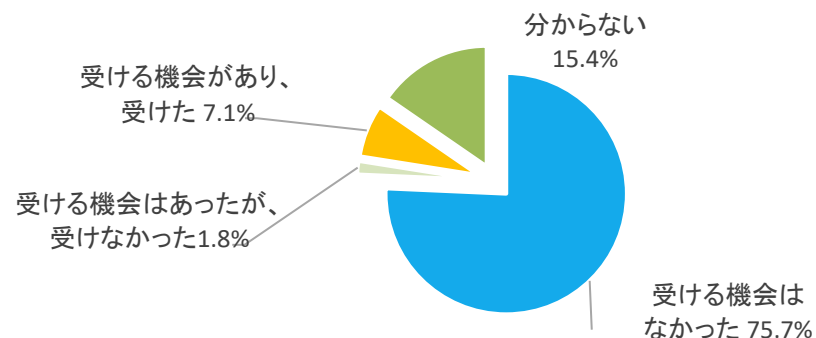
家計金融資産ポートフォリオの各国比較



(出典) 各国資金循環統計より金融庁作成

「金融リテラシー調査 2022年」調査結果の概要

「在籍した学校、大学、勤務先において、生活設計や家計管理についての授業などの『金融教育』を受ける機会がありましたか」との問への回答



(出典) 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」

NISA口座数・総買付額の推移



J-FLECについて

- 2024年4月に設立
- 8月から本格稼働し、
 - ・個別電話相談
 - ・企業への講師派遣事業
 - ・認定アドバイザーの新規申込受付を順次開始。
- 「J-FLECはじめてのマネープラン」は今秋開始予定。



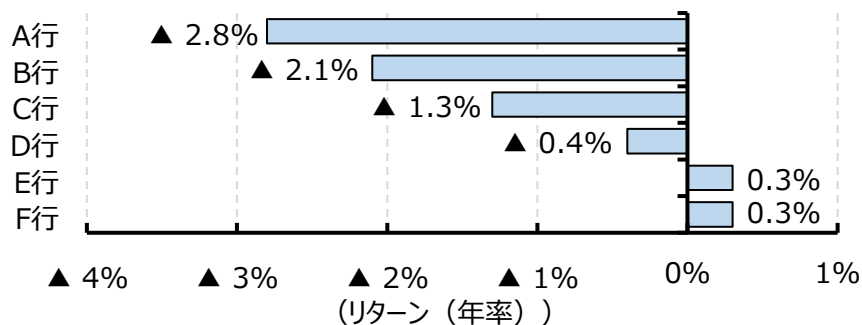
「お金の知識力無料診断」も公開中
(出典) J-FLECホームページ

- 金融商品の販売会社においては、リスクがわかりにくく、コストが合理的でない可能性がある商品が、顧客に十分に説明することなく推奨・販売されているとの課題が指摘される。
- 家計が安心して金融商品を購入できるよう、金融商品販売会社を含め金融事業者全体において**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢の構築**を促す。

リスクがわかりにくく、コストが合理的でない可能性がある商品の事例 <外貨償還特約付預金>

- 外貨償還特約付預金とは、一定水準の円高時に外貨で償還される**為替リスクのある預金商品**
- 当該預金の販売額が多い銀行6先（重点先）のほとんどの商品で、**販売手数料等が3～5%（年率）と高い**
- 重点先の多くの先で、**顧客の販売手数料込みのリターンはマイナス**

<外貨償還特約付預金の運用パフォーマンス：重点先6先>



※ 検証期間は、取扱当初から2023年末までのうちデータが取得可能だった期間。検証した商品の預入期間は、商品毎で異なり、代表的なものは1週、2週、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年間
※ 販売手数料等は、当該預金の預入日数をもとに年率換算し、残高で加重平均したもの
※ 外貨償還された場合は、満期時の為替レートで換算
(出所) 金融庁作成

顧客等の最善の利益の法定

- 顧客等の**最善の利益**を勘案しつつ、**誠実かつ公正に業務を遂行すべき**である旨を金融事業者等に共通する義務として金融サービス提供法に規定

(2023年11月29日公布〔公布後一年以内施行〕)

- 2017年3月に策定した「顧客本位の業務運営に関する原則」により促してきた**顧客本位の業務運営の取組みの定着と底上げ**
- 現行法上、金商法36条1項等において、金商業者等を対象に規定されていた誠実公正義務につき、その対象を、**広く金融事業者一般に拡張するとともに、企業年金等の運営に携わる者も追加**

(注) 企業年金等の運営に携わる者に関する指導監督は厚生労働省が行う。

➡ **今後、金融機関の態勢整備状況をモニタリング**

- 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上という目的に立ち返り、具体的な取組みの検証や共有を通じて、企業と投資家の自律的な意識改革に基づく**コーポレートガバナンス改革の「実践」**に向けた施策を推し進める。

コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2024の概要

情報開示の充実

- ✓ **有価証券報告書の株主総会前の開示**に関し、実態把握を進め、来年の株主総会前の開示を促進するとともに、事業報告等との重複開示の効率化を含め抜本的な環境整備を検討。

スチュワードシップ活動の実質化

- ✓ 建設的な目的を持った対話を促進するため、協働エンゲージメントの促進等に向けた**スチュワードシップ・コードの見直し**を検討。
※ 金商法等改正法において協働エンゲージメントを促進するため制度を明確化(2024年5月成立)

収益性と成長性を意識した経営

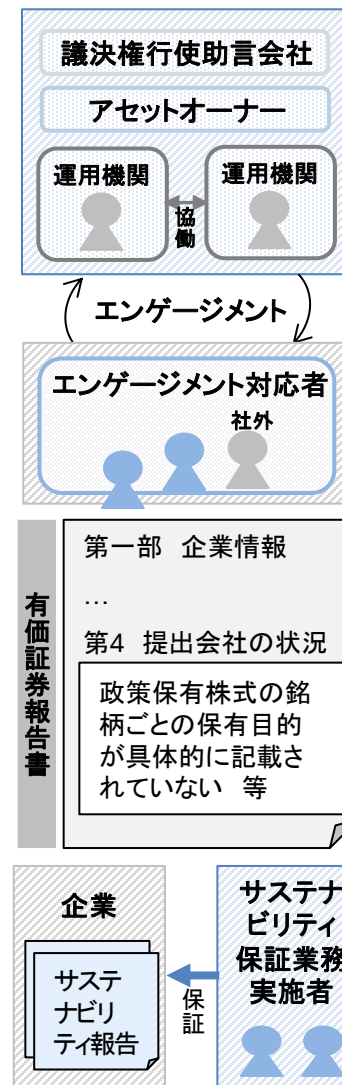
- ✓ **PBRをはじめ資本コストや株価を意識した経営の実現**について、継続して**企業の取組み状況をフォローアップ**し、実質的な対応を促進。
※ 開示を行っているプライム市場上場企業の割合 2023年12月末:49% ⇒ 2024年7月末:86%

市場環境上の課題の解決

- ✓ **政策保有株式**について、開示内容のより深度ある検証を実施し、開示の拡充等の必要な措置を検討。

サステナビリティを意識した経営

- ✓ **国際的な比較可能性を確保したサステナビリティ開示・保証制度**のあり方を検討。
※ 人的資本等の開示の好事例集の公表、女性役員比率の目標(2030年までに30%以上)達成に向けた取組を実施



- 我が国の資産運用会社は、銀行や保険会社と比較して、グローバルなプレゼンス（会社数や預かり資産規模）は必ずしも大きくない。
- 家計資産を預かる**資産運用会社の競争促進・運用力強化等**を通じて、家計に対して質の高い金融商品・サービスが提供されるよう取り組む。

家計金融資産と資産運用会社数

	家計金融資産額 (兆円)	資産運用会社数 (社)
米国	14,517	15,114
香港	458	2,106
シンガポール	212	1,175
英国	1,191	1,100
フランス	909	708
ドイツ	1,087	607
日本	2,199	429

（出所）各種資料より金融庁作成

資産運用業・アセットオーナーシップの機能強化

- 大手金融グループによる**資産運用ビジネスの運用力・運用体制強化策のフォローアップ**
- 資産運用会社等における金融商品・サービスについての**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正
- **金融・資産運用特区**の創設
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施
- **アセットオーナー・プリンシプル**（アセットオーナーが受益者等のために運用する責任を果たす上で必要となる共通の原則）の周知

I - 2. サステナブルファイナンス推進の取組み

9

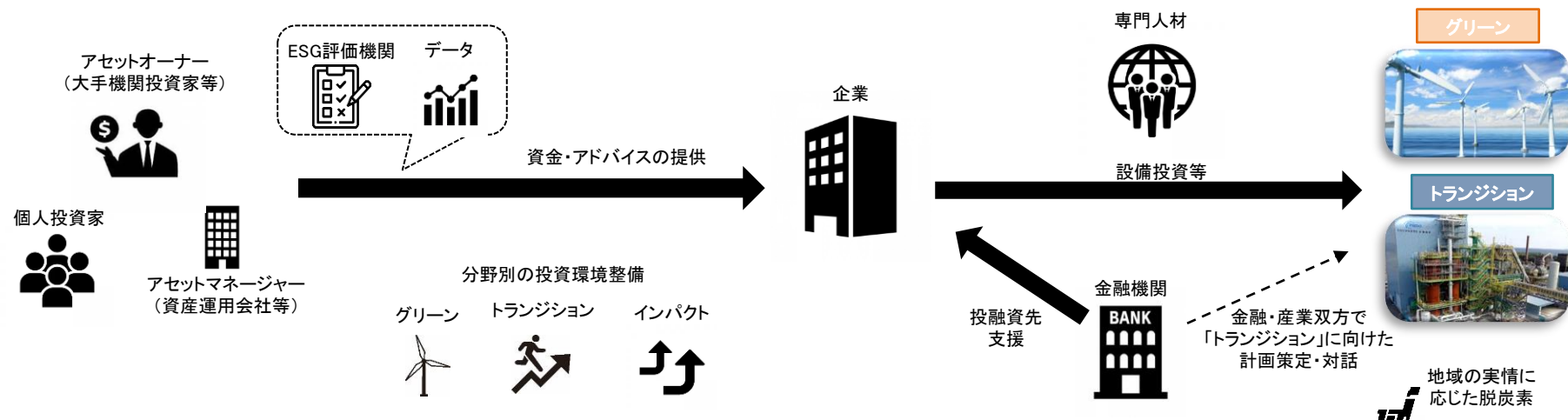
- 気候変動などの社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融（サステナブルファイナンス）をさらに推進する。

市場制度の整備

- 金融審議会で、本邦におけるサステナビリティ開示基準の適用時期、保証の在り方等を議論
- 温室効果ガス排出量などの企業のサステナビリティ情報について、本邦でのデータ基盤の整備を議論
- ESG評価機関・データ提供機関による「行動規範」（22年12月策定）への賛同状況を取りまとめ（24年6月末時点）、これを踏まえた対応状況を確認し、更なる対応を検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- 「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を開催し、対話から得られた示唆を公表（24年7月）、投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等について今後議論
- サステナブルファイナンスの実務推進に必要なスキル等をまとめた「スキルマップ」も活用し、業界団体や大学等と幅広く人材育成等につき議論



分野別の投資環境整備

- グリーンボンド等に関する国際的な進展状況を注視し、関係省庁と連携し、本邦の枠組みを議論
- 政府全体でGX推進戦略等が策定される中で、関係省庁と連携し、指針整備等を通じ、トランジション・ファイナンスを推進。国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」等を通じ発信
- インパクト投資の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ整備、企業戦略、地域の支援策等につき官民協働の「インパクトコンソーシアム」で議論

脱炭素に係る取組み

- 金融機関の気候変動対応等への基本的考え方（「ガイドンス」）を策定（22年7月）。この発展も視野に、移行戦略の枠組みについて更に検討
- 地域金融機関や事業者団体等とも連携し、各地域の实情に応じた支援の充実や発信等
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、「検討会」で実務的・専門的観点から議論

- AIやブロックチェーン等、デジタル技術を用いた金融サービス・取引に対応し、個人や企業の利便性向上等を図るため、**利用者保護やシステムの安全性を確保しつつ、金融機関による特色ある金融サービスの提供**を促す。

サービス利用者の安全性・適切なAML/CFT・
金融システムの安定の確保

Web3.0等のイノベーションを金融面から支援

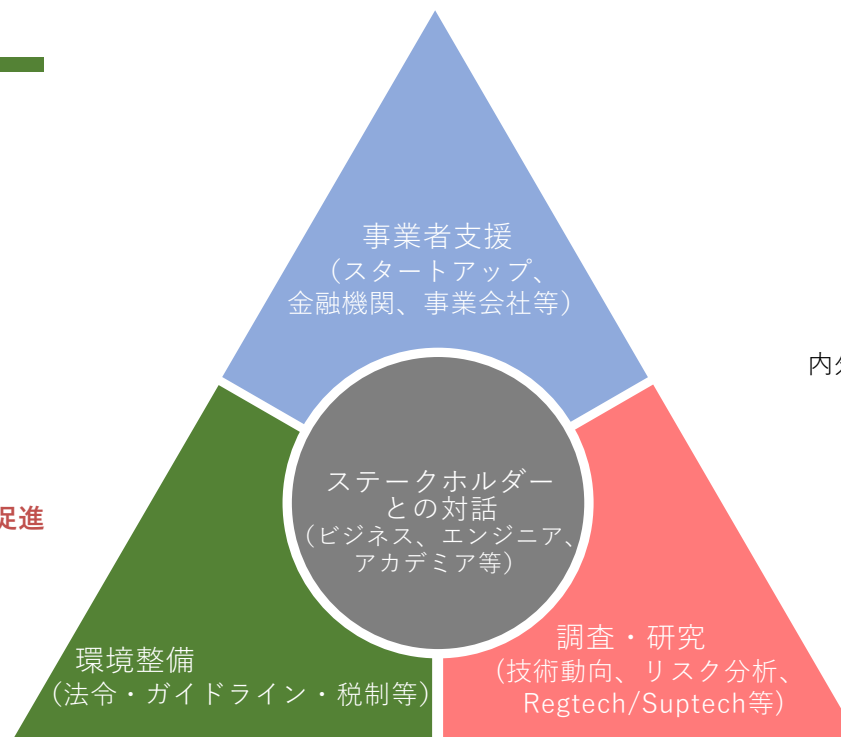
埋込型金融等の発展に向けた検討

－ 金融サービス仲介法制の活用も促進

決済インフラの高度化（資金移動業者の全銀
システムへの参加資格拡大、多頻度小口決済等）

公平な規制環境の実現に向けた国際的
な働きかけ

**金融機関における健全かつ効果的なAI利活用を促進
するため、ディスカッション・ペーパーを策定**



- FIN/SUMを中心としたJapan Fintech Weekの開催
- 国内外ミートアップ
- 庁外拠点（FINOLAB等）の活用
- 世界に向けた体外発信の強化
- Blockchain Roundtable
- BGIN（Blockchain Governance Initiative Network）

FinTechサポートデスク

FinTech実証実験ハブ

法令照会対応（グレーゾーン解消制度等）

日系フィンテック事業者と海外VC等との
連携強化支援（海外展開支援）

内外フィンテック事業者と国内金融機関等との
連携強化支援

金融機関システム・フロントランナー
・サポートデスク

デジタル・分散型金融への対応の
あり方等に関する研究会

調査研究プロジェクト
(ブロックチェーン国際共同研究プロジェクト等)

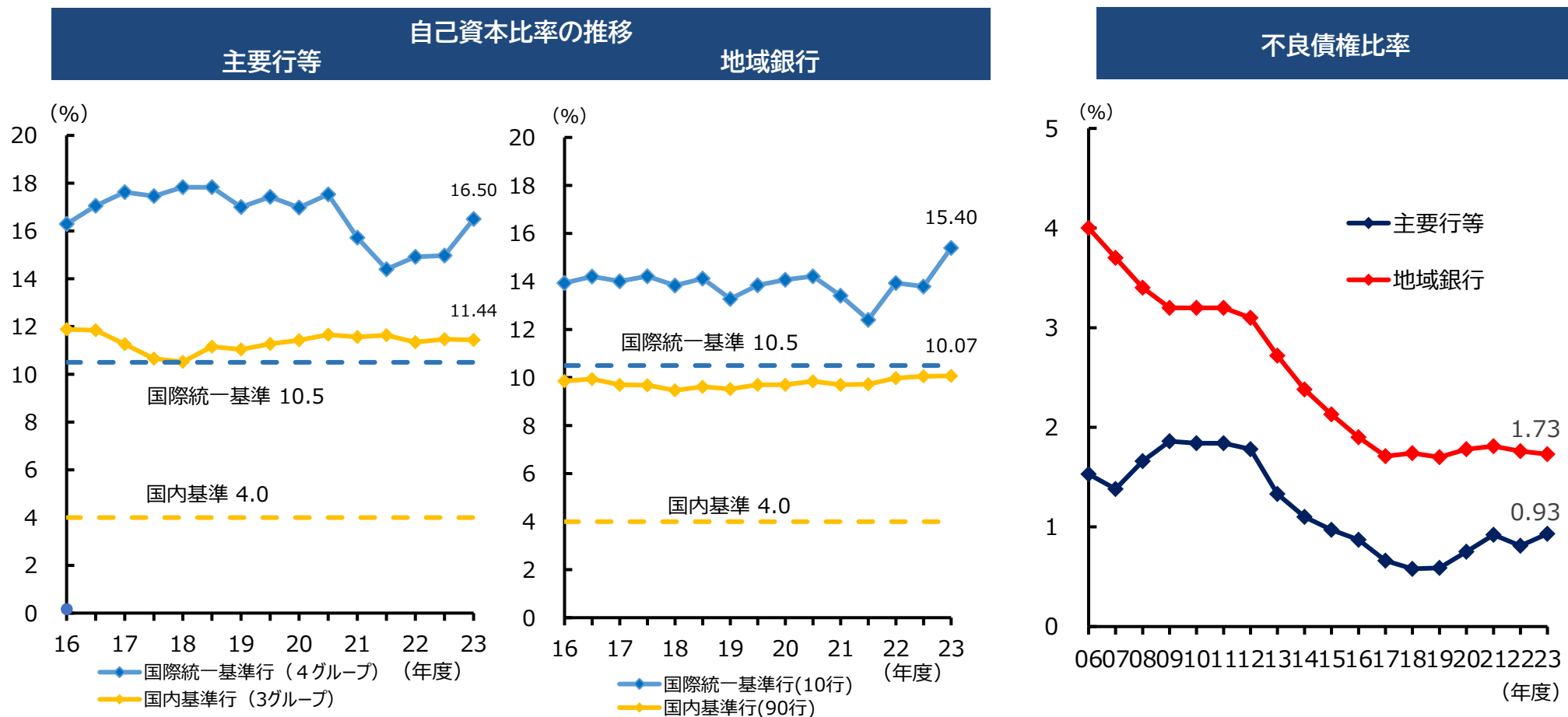
海外ネットワークの構築・活用

関係省庁・自治体等との連携
(デジタル庁、経産省等)

国際機関等との連携・協力
(FSB, FATF, OECD等)

Ⅱ．金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

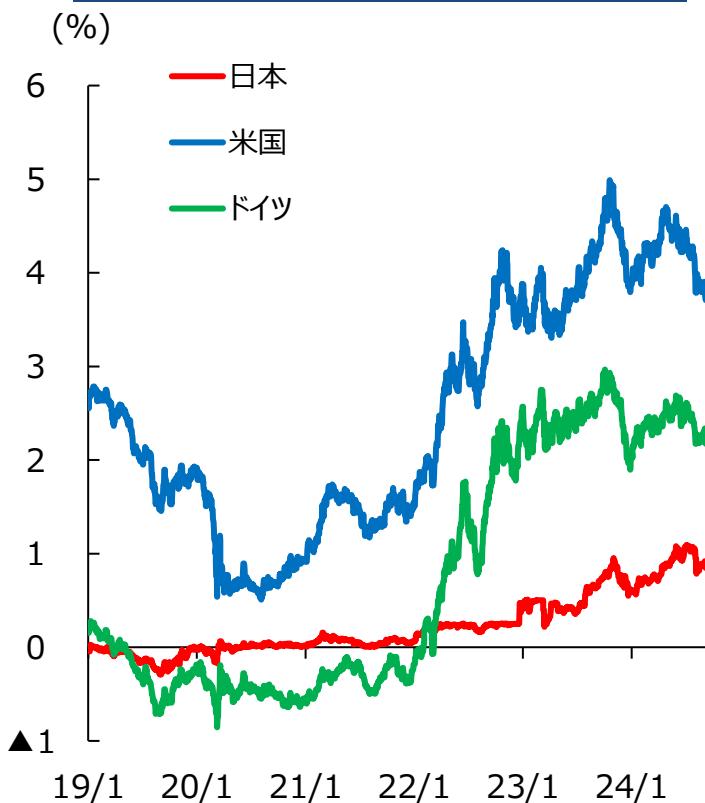
- 持続的な経済成長の基盤となるのは、**金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能**である。
- 現在、我が国の金融機関は総じて充実した資本や流動性を有し、**金融システムは総体として安定している**が、「金利ある世界」への移行が進む中で、国内外の経済・金融市場をめぐる不確実性や経済社会の構造的な変化にも直面している。



Ⅱ－２．変化への対応 ①金融経済環境の変化

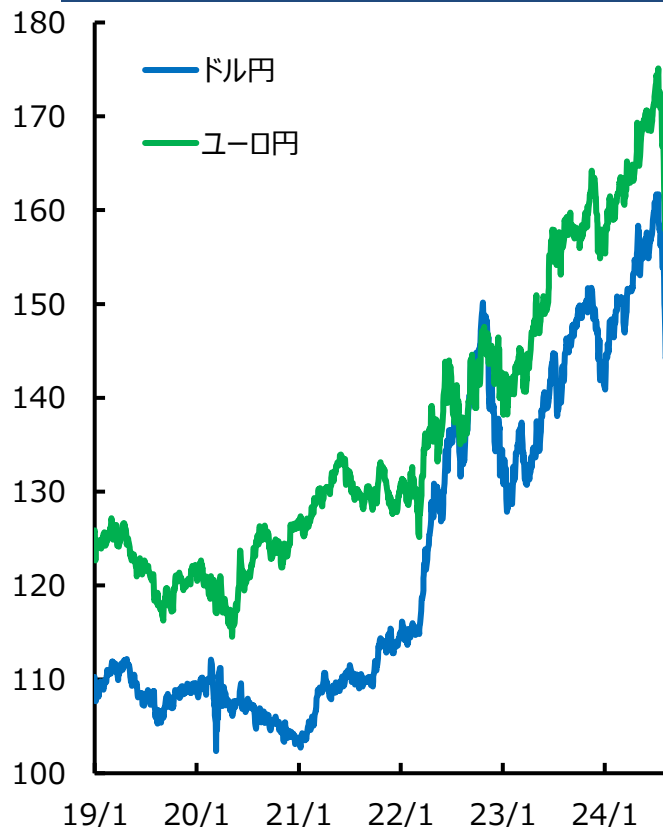
- 足元、海外諸国の経済減速やインフレ再燃の懸念、不動産市場を含む海外市況の変調、各国政治動向、地政学的リスク等が、グローバルな金融市場の主要なリスクとなっている。我が国でも、長期金利の緩やかな上昇や株式市場における変動の高まりなど、金融環境に変化が見られる。
- こうした金融経済情勢等の動向を注視し、金融機関のガバナンスやストレス時の対応を含めたリスク管理態勢等に関するモニタリングを行う。

10年債利回り

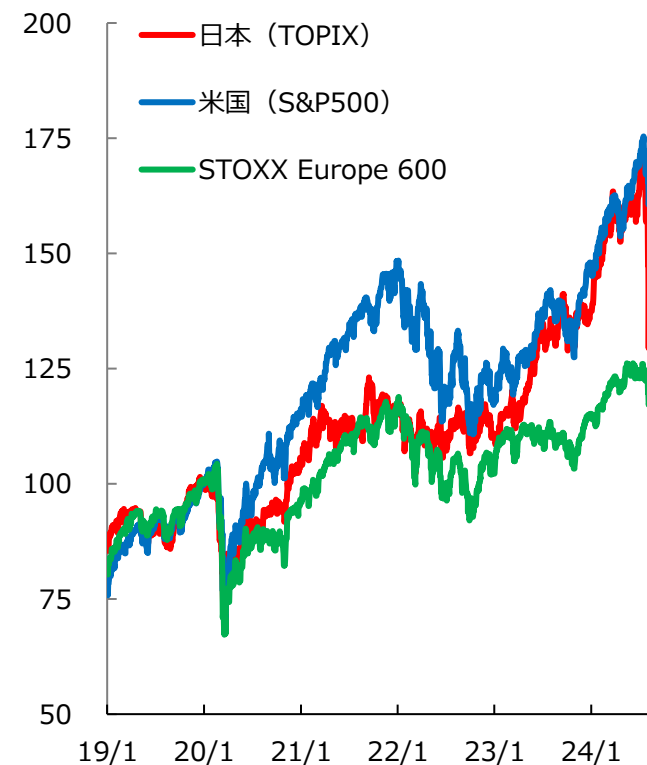


(出所) Bloombergより金融庁作成

為替



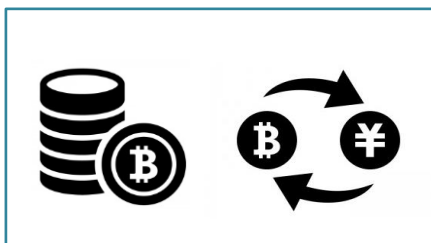
株価 (2019年末=100)



- 個人の生活様式や企業のビジネスが変化中、金融機能のアンバンドリング・リバンドリングが進み、新たな金融サービスの提供者の参入や金融機関による業態や国境を越えたビジネス展開が加速している。
- こうした動きに対応し、**新たな金融サービスに対する制度面での対応**を検討するほか、**グループ経営に対する金融庁の監督態勢を強化**する。

利用者・利用形態の広がり、新たな金融サービスの登場

暗号資産・ステーブルコイン



資金移動業



クロスボーダー収納代行

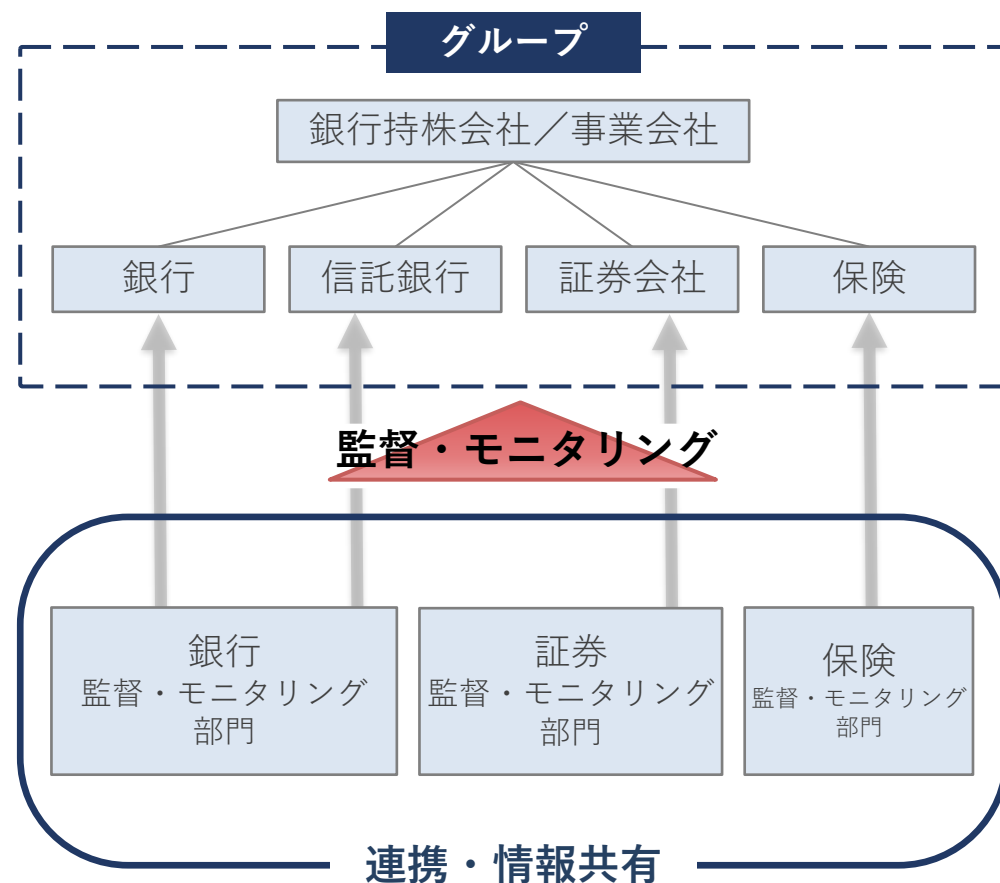


令和6年8月金融審議会総会諮問事項(抄)

○ 資金決済制度等のあり方に関する検討

送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと。

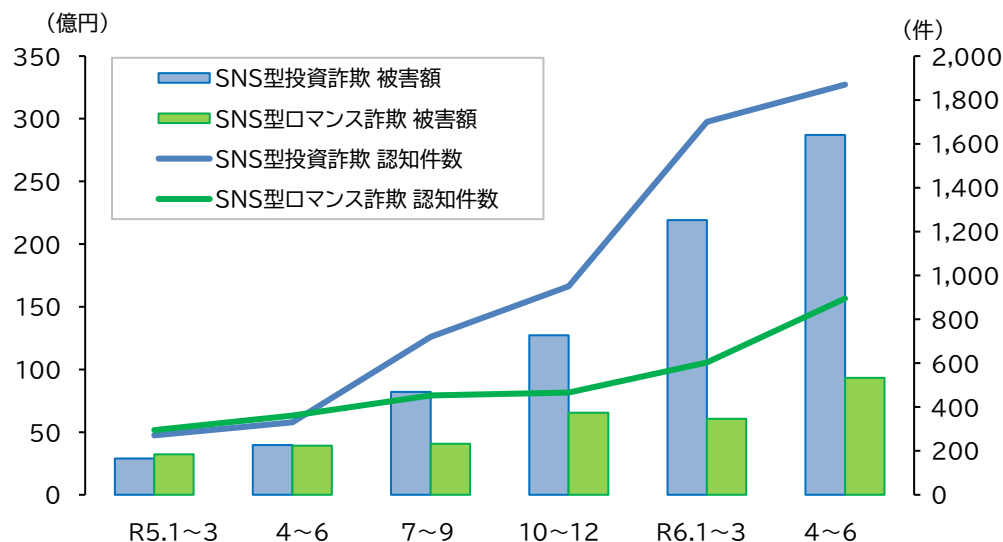
グループ経営に対する監督態勢の強化(イメージ)



- デジタル技術の深化・普及は、非対面の取引や国境を越えた取引を容易にし、利用者の利便を向上させる一方で、サイバーリスクの高まりやマネー・ローンダリング（資金洗浄）、金融犯罪の巧妙化等、リスクの増大・複雑化をもたらしている。
- 利用者を保護し、金融システムの信頼を維持するため、金融機関に対し、これら**台頭するリスクへの適切な対応**を促す。

SNS型投資・ロマンス詐欺の急増

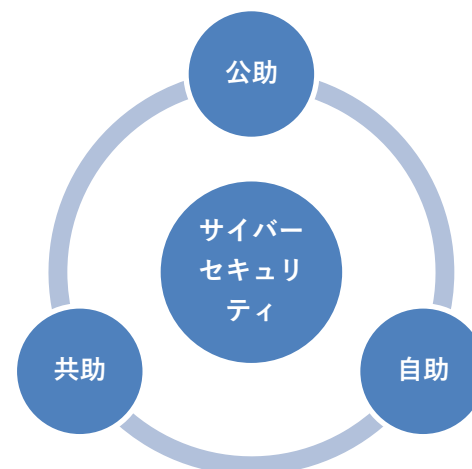
- 令和6年1～6月被害額は、SNS型投資詐欺が**約500億円**（前年同期比約7倍）、SNS型ロマンス詐欺が**約154億円**（前年同期比約2倍）



（出所）警察庁公表資料をもとに金融庁作成

サイバーセキュリティの強化

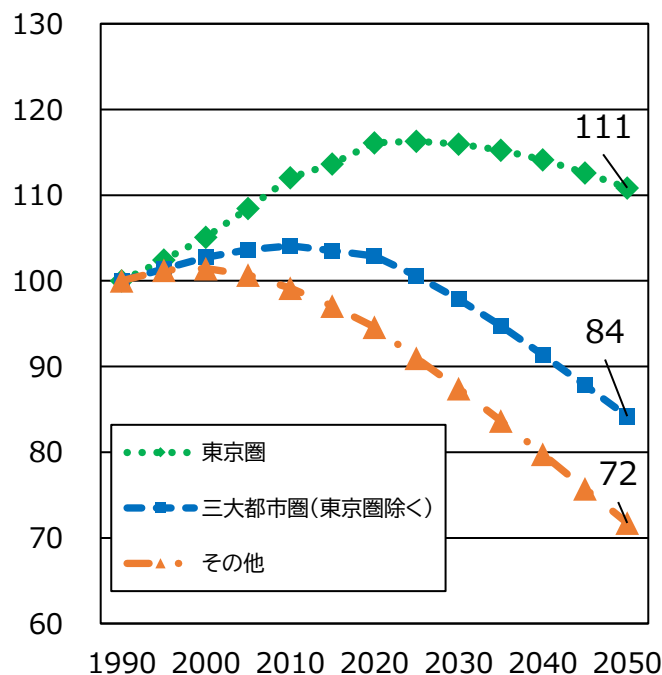
- サイバーセキュリティ自己評価ツールの提供
- 業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施
- 脅威ベースのペネトレーションテストの実施促進



- 業界団体や情報共有機関の取組みを促進
- 「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の運用を通じた金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化

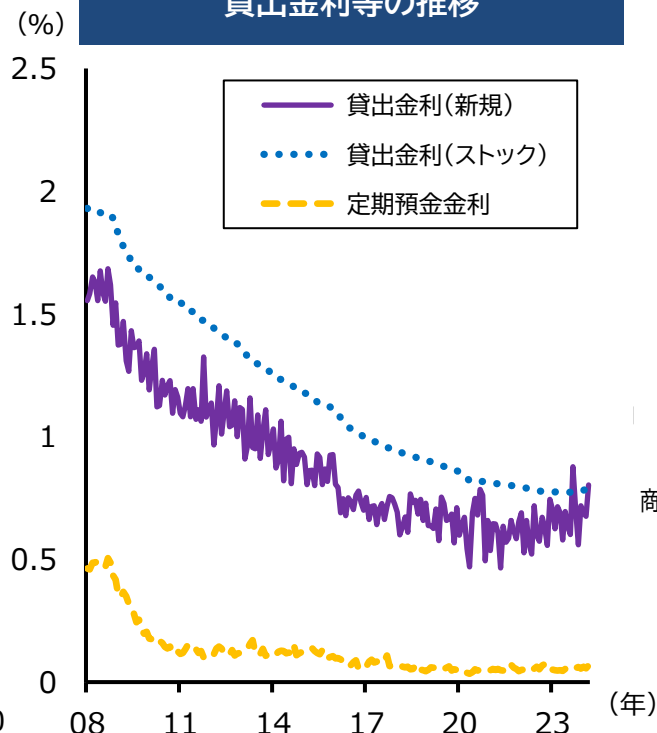
- 国内における人口減少・少子高齢化や事業者数のすう勢的な減少は、これまでの低金利環境の継続とあいまって、金融機関のビジネスモデルの持続可能性を脅かしてきた。同時に、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、物価上昇や人手不足・後継者不足への対応等、事業者の経営課題が多様化している。
- そこで、これらの変化を的確にとらえ、**付加価値の高い支援・サービスを提供**するとともに、自身の収益基盤の強化を通じて**持続可能なビジネスモデルを確立**するよう金融機関と対話を行う。

人口の推移（中位推計）



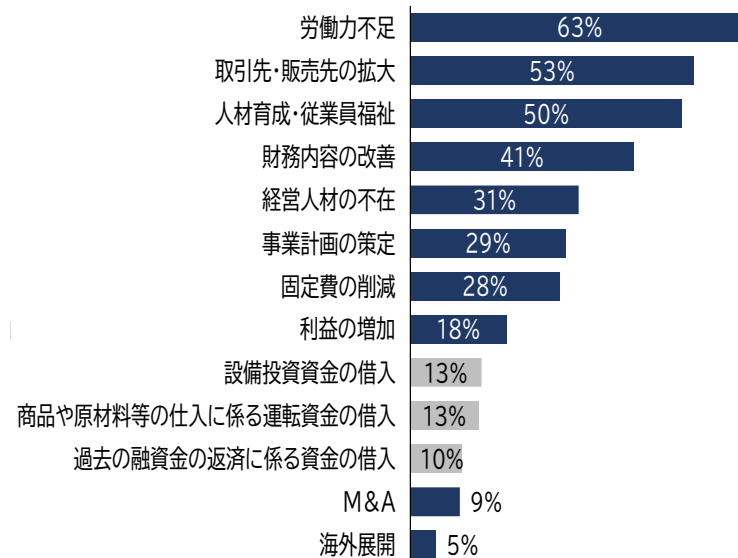
(注)1990年の人口を100として指数化。
(出所)国立社会保障・人口問題研究所

貸出金利等の推移



(出所) 日本銀行資料より金融庁作成

事業者が認識する経営課題

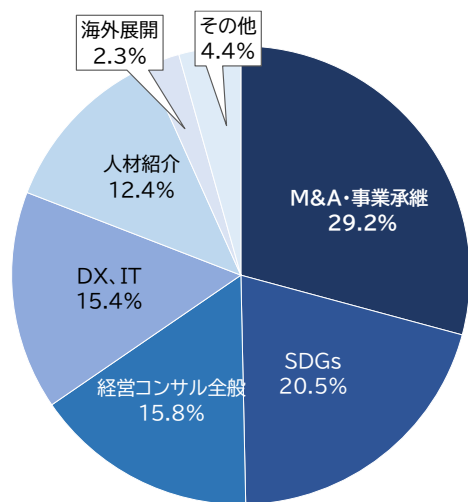


※ 経営課題の中で、より強く感じている課題について、順位付けのうえ、最大5つ回答したものを集計

(出所) 企業アンケートより金融庁作成

- 事業者の持続的な成長等を支援するため、金融機関に対し、M&A支援を含めたコンサルティング機能の強化や経営者保証に依存しない融資慣行の確立を促すとともに、企業価値担保権の活用に向けた環境整備を行う。

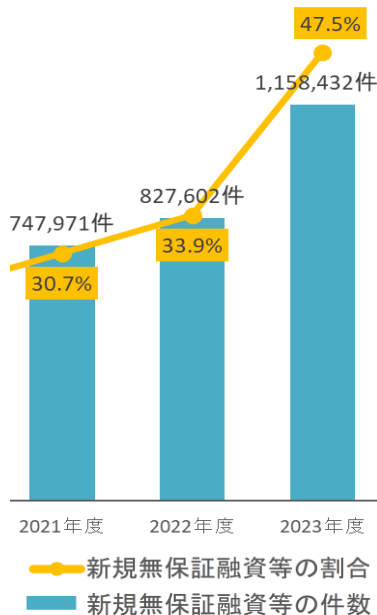
地域銀行が注力する本業支援分野



※ 地域銀行が注力していると回答した上位3分野を集計

(出所) 金融機関アンケートより金融庁作成

経営者保証ガイドライン活用実績



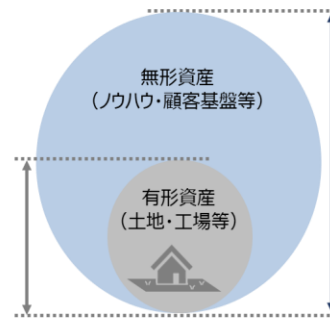
企業価値担保権の活用イメージ

現状の担保権を活用する場合

有形資産を担保として認識
⇒ 事業を評価して行う融資は無担保となる

有形資産に乏しい事業者（スタートアップ等）は十分な融資を受けることが難しいおそれ

事業に対する貸し手の関心が限定的で、経営改善支援が遅れるおそれ



企業価値担保権を活用する場合

ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保として認識可能
⇒ 事業を評価して行う融資は事業価値により担保される

ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保価値として評価され、融資が判断される（事業性融資の推進につながる）

事業に対する貸し手の関心が高まり、タイムリーな経営改善支援が期待される（融資実務の改善）

⇒ 貸し手、借り手の双方がより将来を見据えて事業に注力することにより、借り手の事業の着実な成長、事業悪化の回避が図られ、融資の堅実な弁済につながることを期待される

II－3. その他の重要項目 ②保険市場の信頼の回復と健全な発展

- 大規模な保険代理店への監督の実効性向上等の対応を進める。
- 金融審議会において、大規模な保険代理店における態勢整備の厳格化、保険仲立人の活用促進等の論点について、制度改正の必要性を含め、具体的な対応を検討する。
- 契約情報漏えい等の不適切事案については、事実の把握、真因分析や再発防止策の実効性の検証等を進め、法令等遵守や契約者保護等の観点から厳正に対応する。

＜「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書（2024年6月公表）の主なポイント＞

顧客本位の業務運営の徹底

1. 大規模代理店に対する指導等の実効性の確保

- 損保会社による代理店に対する指導等の実効性の確保
- 金融庁・財務局のモニタリング強化
- 第三者による代理店の業務品質の評価の枠組みの検討
- 損保募集人の試験制度や継続教育の高度化・厳格化等
- 態勢整備の厳格化、自主規制機関についての検討

2. 代理店手数料ポイント制度 （注）代理店手数料を算出するための枠組み。一般的に、「規模・増収」「収益性」「業務品質」等で構成される。

- 「規模・増収」に偏ることなく「業務品質」を重視する評価体系への変革
- 「業務品質」の指標を顧客にとってのサービス向上に資するものとする

3. 保険会社による代理店等への過度な便宜供与等の制限

- 自社の保険商品の優先的な取扱いを誘引する便宜供与等の解消
- 代理店の自立に向けた動きを阻害する出向等の解消

4. 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保

- 顧客の最善の利益を勘案した比較推奨の確保
- 顧客の保険リテラシー向上の支援（商品選択のガイドブックの作成 等）

5. 代理店の兼業と保険金等支払管理部門の独立性確保等

- 代理店の兼業による弊害を防止するための措置の実施

健全な競争環境の実現

1. 競争環境の歪みの是正

- 独占禁止法抵触リスクをはらむ共同保険のビジネス慣行の適正化
- 政策保有株式の縮減及び不適切な便宜供与の解消

2. 損保会社における態勢の確保

- 独占禁止法等を遵守するための適切な法令等遵守態勢の確保
- コンプライアンス上不適切なインセンティブとならない評価体系の策定等、適正な営業推進態勢の確保
- リスクに応じた適切な保険料を提示するための保険引受管理態勢の強化

3. 企業内代理店のあり方

- 企業内代理店の立場の明確化、情報共有ルール策定
- 企業内代理店の実務能力の向上（損保会社による指導等の態勢整備、不適切な代行の解消 等）
- 企業内代理店の自立の促進（特定契約比率の見直し 等）

Ⅲ. 金融行政を絶えず進化・深化させる

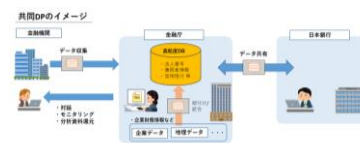
Ⅲ. 金融行政を絶えず進化・深化させる

- 経済社会の変化に応じた金融行政の課題の変容に柔軟に対応できる組織を構築するため、
 - ・ データ活用の高度化、国内外の政策発信力の強化などの**金融行政の高度化**に取り組むとともに、
 - ・ **金融庁の組織力向上**のため、若手職員育成を含む職員の能力・資質の向上や主体性・自主性を重視し誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。

データ活用の高度化などの金融行政の高度化

共同データプラットフォーム(共同DP)

- 日本銀行と連携した**高粒度データの収集・管理枠組み**の段階的な運用を開始。
- **2025年3月期より本格的なデータ収集を開始予定。**



▲共同DPのイメージ

データ分析プロジェクト

- 職員による**データ分析の取組み促進**。
- データ収集・分析やデータ活用の高度化に向けた**研修等を提供**。



▲2023事務年度表彰式の様子

アカデミアとの連携

- 庁内職員と研究者による共同研究を推進、**ディスカッションペーパー**を公表。
- データ分析に係る**参事を任命**し、分析手法等に係る相談を実施。

柔軟かつ合理的・効率的に働けて能力を発揮できる環境の整備

マネジメント宣言

- 課室長以上職員は事務年度はじめに**マネジメントの考え方を部下職員に「見える化」**。



▲顔写真付きで局内共有も

マネジメントの手がかりの提供

- 専門家等による**課室長向け研修**を実施。
- 庁内職員向け機関誌「FSA FUTURE」において、**マネジメントの好事例**を紹介。



▲課室長向け研修の様子

360度評価

- 2021事務年度より**360度評価**をグループ長以上を対象拡大。

▲被評価者には、個別に丁寧なフィードバックを実施

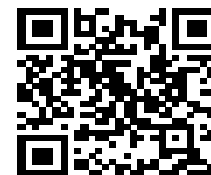
ご清聴ありがとうございました。

金融庁公式X（旧Twitter）のご紹介

- ◆ 金融庁では、ウェブサイトだけでなく金融庁日英公式X（旧Twitter）においてもタイムリーな情報発信を行っています。
- ◆ 是非フォローいただき、最新の情報をご確認ください。



日本語公式アカウント



https://x.com/fsa_JAPAN

英語公式アカウント



https://x.com/JFSA_en